

委員会の活動評価について

今期（令和3年5月～）

1 チェックシートによる評価

令和4年

4月18日（月）常任委員会（総務地域連携デジタル社会推進、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院）
（戦略企画雇用経済、防災県土整備企業、教育警察）、特別委員会（差別解消を目指す条例検討調査）

4月18日（月）予算決算常任委員会理事会

- (1) チェックシートの項目を参考に、1年間の委員会活動を振り返り、良かった点、改善すべき点等を委員間討議する。
- (2) 委員間討議の後、正副委員長、各委員（理事）がそれぞれチェックシートに評点等を記載して提出する。
- (3) 前述議論とチェックシートによる評価結果を踏まえて、正副委員長が「委員会活動評価総括表」を作成する。

2 委員長会議での報告及び確認

5月12日（木）委員長会議（予定）

各委員長から、「委員会活動 評価総括表」により、1年間の委員会等活動の評価を報告するとともに、委員長間で共有すべき取組等を確認し、次期委員会等への引継ぎ事項を整理する。

※委員長会議開催後に常任委員会等を開催した場合には、「委員会活動 評価総括表」への補足の有無・内容について、当該委員会（理事会）において協議し、補足後の「委員会活動 評価総括表」を委員長から議長に提出する。

3 代表者会議への報告

5月18日（水）代表者会議（予定）

議長から、委員会活動の評価や次期委員会への引継ぎ事項も含め議会活動計画の実施状況を報告し、今後の対応方針を決定する。

次期（令和4年5月～）

4 次期委員会への引継ぎ

5月19日（木）委員長会議（予定）

議長から、次期委員長に、代表者会議で決定した対応方針とともに、前期の委員会活動の評価を引き継ぐ。

常任委員会活動チェックシート

このチェックシートは、「三重県議会 議会活動計画」に基づき、毎年次の委員会活動について自己評価を行うものです。

「基本方針」を踏まえて、今年次の委員会活動を振り返り、それぞれの「評価対象項目」について、「取組の方向」や「評価の視点」を参考にして、委員（理事）の皆さんで自己評価（5段階評価）を行ってください。（但し、該当のない項目は評価しませんので、当該項目の評価欄には「－」をつけてください。）

【チェックシートを記入するにあたっての注意事項】

<p>■点数の基準</p>	<p>○委員個人の評価とします。</p> <p>○基準となる点数は「3点」とします。</p> <p>1点・・・「ほとんどできなかった」「不満足」</p> <p>2点・・・「あまりできなかった」「例年よりもできなかった」「やや不満足」</p> <p>3点・・・「通常どおりできた」「例年どおりできた」「普通」</p> <p>4点・・・「通常よりも良くできた」「例年よりも良くできた」「概ね満足」</p> <p>5点・・・「ほぼ完璧にできた」「十分満足」</p>
<p>■評価できない項目（該当なし「－」）</p>	<p>○チェックシートを記入する前に、委員間で協議を行い、評価項目に含めるか否か（「－」とするか否か）を委員会として決めます。</p>

常任委員会活動チェックシート

委員会名()

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていたか。 議員間討議の機会を十分に活用したか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。		
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。		
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。		
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。		
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
6	総合計画に係る調査・審査	「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」の策定並びに「みえ県民カビジョン」及び「みえ県民カビジョン・行動計画」の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。		
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)		

医療保健子ども福祉病院常任委員会 活動実績書（案）（令和3年5月～令和4年5月）

令和4年4月18日現在

1 所管調査事項

- ・ 医療及び介護行政の推進について
- ・ 社会福祉及び社会保障の推進について
- ・ 保健衛生行政の推進について
- ・ 病院事業の運営について
- ・ 子ども及び青少年の育成について

2 重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と医療を含めた地域社会への影響について
- (2) ひきこもりの支援について
- (3) 障がい者スポーツの推進について
- (4) 子どもの豊かな育ちを支える地域社会づくりについて

3 活動計画表

重点調査項目	令和3年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と医療を含めた地域社会への影響について (2) ひきこもりの支援について (3) 障がい者スポーツの推進について (4) 子どもの豊かな育ちを支える地域社会づくりについて	常任委員会 所管事項説明 (5/25) 予決分科会 補正予算等 (5/27)	予決分科会 補正予算等 (6/7) 常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (6/18, 22)	県内調査 (7/29)	予決分科会 補正予算等 (8/3) 県内調査 (8/5) 予決分科会 補正予算等 (8/27)		常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (10/22, 26)	予決分科会 令和2年度 歳入歳出決算 (11/16) 補正予算等 (11/26) 所管事項の調 査（当初予算 編成に向けて の基本的な考 え方） (11/30)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (12/15, 17)	県外調査 【オンライン】 (1/27)	予決分科会 補正予算等 (2/24)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 当初予算、 補正予算等 (3/11, 15)	常任委員会 所管事項の 調査、委員 会活動の評 価 (4/18)	
執行部の主な予定		令和3年版 成果レポート (案)				企業会計決算	一般会計・ 特別会計決算 令和4年度 行政展開方針 (暫定版) 当初予算編成 に向けての基 本的な考え方	当初予算要求 状況		当初予算案 「強じんな美 し国ビジョン みえ（仮 称）」（概要 案）、「みえ元 気プラン（仮 称）」（概要 案）	令和4年度 行政展開方針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

7月29日（木）（日帰り） 家族介護者、とりわけヤングケアラーに対する支援の取組（名張市議会）について調査を行った。

8月5日（木）（日帰り） 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等への保健所の対応状況（津保健所）やひきこもり支援の取組（いなべ市議会）について調査を行った。

(2) 県外調査

1月27日（木）（オンライン） ひきこもり支援・障がい者スポーツの推進（鳥取県議会）について調査を行った。

調査・審査結果の施策への反映に関する参考資料

- 1 令和3年版「成果レポート」 1
(R3.10.6 全員協議会資料抜粋)

- 2 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）概要案」及び
「みえ元気プラン（仮称）概要案」 2
(R4.3.31 知事申し入れ資料抜粋)

- 3 参考人制度等の活用 (実施せず)

- 4 請願への対応 3

- 5 各定例会会議における委員長報告一覧 4

『令和3年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
121	地域医療提供体制の確保	医療保健部	医師数は着実に増加しているものの、依然として地域偏在や診療科偏在の課題が残っているため、引き続き医師の確保等に取り組まれない。また、今般の新型コロナウイルスへの対応や、一部の保健所で所長が兼務となっている現状を踏まえ、公衆衛生医師の確保に一層取り組まれない。	まずは医師の総数の確保に取り組むとともに、地域医療支援センターにおける取組を進めることにより地域偏在の解消を図ります。 また、新たな公衆衛生医師の確保について、来年度に向け注力して取り組んでいきます。
122	介護の基盤整備と人材の育成・確保	医療保健部	若年性認知症について、事例が少ない分、知見や情報も少なく、市町においては対応に苦慮する状況も見られることから、県としても引き続き市町の支援に取り組まれない。	若年性認知症支援コーディネーターによる相談支援等の取組を共有するための意見交換会を開催するなど、市町における若年性認知症に係る取組を引き続き支援していきます。
131	地域福祉の推進	子ども・福祉部	地域共生社会の実現に向け、市町における重層的支援体制整備事業の活用に向けた支援に取り組まれない。また、ひきこもり支援については、民生委員や地域包括支援センターなど地域の身近なところからのアウトリーチ的な情報提供についても検討されたい。	地域福祉計画の未策定市町への計画策定に向けた働きかけに加え、市町における重層的支援体制整備事業の活用を促進するため、国に対して柔軟な制度運用を働きかけるとともに、国の全国キャラバンを活用した市町向け研修会を開催するなど、事業の周知を進めていきます。 また、ひきこもり支援を推進するため、民生委員・児童委員や地域包括支援センターに対するアンケート調査を実施し、県内におけるひきこもりの実態把握を行うことで民生委員等のひきこもりに対する関心や意識を高め、「情報を届けるアウトリーチ」も進めていきます。
132	障がい者の自立と共生	子ども・福祉部	障がい者にとどまらず、社会のなかで生きづらさや働きづらさを感じている方への就労・社会参加の支援として、農福連携の取組をより充実されたい。	生きづらさや働きづらさを感じている若者等への就労支援として、令和2年度に作成した「農業就労促進プログラム」等も活用しながら、引き続き、就農体験を実施するとともに、体験の受入れに協力していただく農業者のリスト化を進め、農業を通じた就労や社会参加を促進する仕組みづくりに取り組めます。
233	子育て支援と幼児教育・保育の充実	子ども・福祉部	主指標の「保育所等の待機児童数」について、現在待機児童が生じている市町の課題を県としても十分に把握し、待機児童の解消に向けて市町への支援に一層取り組まれない。	待機児童が生じた市町に聞き取り調査を行い、市町ごとの状況把握に努めており、本県においては主に保育士の不足が待機児童の発生原因となっています。このため、三重県保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の復職支援のための就労相談やマッチング、新任保育士の離職防止の研修会などに取り組むとともに、ウェブサイト「みえのほいく」により、きめ細かい情報発信を進めるなど、引き続き保育士の確保に努め、各市町における待機児童の解消を支援していきます。

**「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)概要案」及び
「みえ元気プラン(仮称)概要案」に対する意見**

医療保健子ども福祉病院常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見
2-1	地域医療提供体制の確保	医療保健部	訪問看護のさらなる充実を図るため、看護師の資質向上に取り組まれない。
			県立病院の取組方向については、それぞれの病院が求められる役割を果たすための取組についても記載されたい。
			地域により取り巻く環境も異なることから、今般の新型コロナウイルス感染症への対応もふまえ、国や市町などさまざまな主体と十分に協議を行い、地域の実情に応じた医療提供体制の構築に取り組まれない。
2-2	感染症対策の推進	医療保健部	新型コロナウイルス感染症への対応での課題もふまえ、感染症対策で大きな役割を果たしている保健所の機能充実・強化に取り組まれない。
2-3	介護の基盤整備と人材確保	医療保健部	介護人材の確保について、離職防止や定着促進のためには職員の処遇改善も含んだ職場環境の改善が重要であることから、県としても引き続き事業者の支援に取り組まれない。
12-1	地域福祉の推進	子ども・福祉部	地域共生社会の実現に向けて重要となる重層的支援体制整備の取組について記載されたい。
14-1	子どもが豊かに育つ環境づくり	子ども・福祉部	新型コロナウイルスの感染拡大により学校や日常生活で子どもたちにも制限がかかっていることから、子どもたちへの影響をふまえ、必要な対応を検討し記載されたい。また、その際は教育分野とも連携を密にされたい。
			ヤングケアラーは経済的貧困に限らず様々な課題を含んでいるため、幅広い視点からの支援について記載されたい。

請願への対応

	受理番号	請願	委員会審査		処理経過 報告要求	請願に係る 意見書	本会議	
			審査結果	審査日			採決の結果	採決日
	請31号	介護職種における外国人技能実習生制度に係る意見書の提出を求めることについて	採択	R3. 6. 18	あり	あり	採択	R3. 6. 30

各定例月会議における委員長報告一覧

○ 新型コロナウイルスに係るワクチン接種の促進について

(6/30委員長報告)

県では効果的・効率的なワクチン接種を行うため、「余剰ワクチン発生時の対応」及び「高齢者に次ぐ優先接種の接種対象者の選定」に係る県独自の指針を作成し、ワクチン接種の促進に取り組んでいるところです。

今後高齢者への接種が完了し、ワクチン供給量や地域の実情等を踏まえて順次接種の対象範囲が広がることで、接種当日のキャンセル等による余剰ワクチンの更なる発生や、高齢者後の接種体制の検討など、これまで以上に市町が課題に直面することが想定されます。

県当局におかれては、接種の空白期間を作ることなく、市町が効果的・効率的なワクチン接種を継続するために、今後の接種状況や市町の意向に応じて指針を柔軟に見直すなど、引き続き市町のワクチン接種体制への支援に取り組まれるよう要望します。

また、県としてもワクチン接種に対する企業等の理解促進に向け普及・啓発を行うなど、市町の接種体制への支援と合わせ、ワクチン接種を希望する県民の皆さんが速やかに接種できる環境をつくることにより、県内の接種率向上に努められるよう要望します。

○ 三重県子ども条例に基づく取組について

(6/30委員長報告)

本条例では、「子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重すること。」と規定しており、これまでも子どもの意見を県の事業等に反映するよう取り組んできたところです。

新型コロナウイルスの感染拡大により、突然の休校や学校行事の中止、部活動の休止や大会の中止など、子どもたちが様々なことを体験する貴重な機会が失われるなど、子どもたちの生活にも大きな影響を与えました。

県当局におかれては、コロナ禍にあって条例の施行から10年の節目を迎えることを契機と捉え、コロナを経験した子どもたちが今持っているさまざまな思いや意見を尊重できるよう、引き続き子どもたちが意見を表明する機会の設定に向けて一層取り組まれるよう要望します。

○ 若い世代を含め検査を希望する県民に対して無料でPCR検査ができる機会を提供する経費について

(8/27分科会委員長報告)

新型コロナウイルスが爆発的に感染拡大している中、保健所の検査体制や医療現場にも影響が生じているなど、県民の不安が高まっています。

委員からは、「まずは保健所の機能強化を行うべき」、「ワクチン接種に注力するべき」「効果的な取組となるよう制度設計に努めるべき」などの意見もあったところです。

県当局におかれては、感染拡大防止に向けてあらゆる対策を取るという姿勢ですが、まずは保健所の機能強化を優先し、それが図られるまでは本事業を有効に活用するとともに、希望する方がPCR検査を受けることができるよう、効果的な制度設計に努められることを要望します。

また、本事業で得られた結果についてはしっかりと分析のうえ今後の感染拡大防止の取組に活用することとし、その内容について、議会に報告することを要望します。

○ 新型コロナウイルスの新たな感染拡大に備えた体制整備について

(11/1委員長報告)

本県においては、8月以降の第5波では一日の新規感染者が五百人を超える日も発生するなど、過去最大の爆発的な感染拡大となりました。感染者数の増加により、保健所や医療機関にかかる負荷はこれまでにないものとなり、一部の保健所では検査体制に影響が生じたとともに、入院調整中の方や自宅で療養される方も最大で三千人に迫るなど、県民の不安も非常に高まったところです。

現在、感染者数は減少しているものの、今後危惧される第6波以降に備え、感染状況が落ち着いているいまこそ、第5波までの状況と対策について検証を行い、再び感染拡大が最大となったケースを想定して体制を整備していくことが必要です。

県当局におかれては、検証を踏まえ、医療提供体制の整備、宿泊療養施設や臨時応急施設等の確保を一層進められるとともに、検査体制の強化やワクチン接種の促進などについても引き続き取り組み、市町や関係団体と連携して新たな感染拡大に備えた体制整備を行われるよう要望します。

○ 「がん予防・早期発見事業」について

(12/22分科会委員長報告)

令和3年11月に国立がん研究センターから、2020年に新規にがんと診断された件数が前年に比べて減少したことが発表されました。厚生労働省によると、このことは患者数そのものが減少したことによるものではなく、新型コロナウイルス感染症の影響に伴うがん検診の受診者数の減少などにより、がん発見数が減少したものである可能性が高いとされています。

当事業の令和4年度要求額は前年度に比べて減少しているものの、がんの早期発見・早期治療により県民の命が守られるよう、県当局におかれては、受診勧奨等に取り組む市町に対する支援を積極的に行い、引き続きがん検診等の受診率向上に向けて取り組まれるよう要望します。

○ 「三重県ひきこもり支援推進計画」（中間案）について

（12／23委員長報告）

本計画は、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向けて、ひきこもり支援を総合的に推進するため、都道府県で初めてとなるひきこもり支援に特化した計画として策定されるものです。

県当局におかれては、最終案を検討するにあたり、医療関係者との効果的な連携や重層的支援体制整備事業の活用など委員会で出された意見や、今後実施するパブリックコメントでの意見等も踏まえ、複雑化・複合化するひきこもり問題に対する社会全体での取組につながる計画としていただくよう 要望します。

○ 障がい者スポーツの推進について

（12／23委員長報告）

これまで、三重とこわか大会に向けて、選手の発掘・育成や指導員等の養成、障がい者スポーツの普及などに取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大会が中止となったところです。

しかしながら、これまでの取組を通じて県民の障がい者スポーツに対する関心が高まったことにより、障がい者スポーツの裾野が拡大されるなど、更なる振興に向けた機運が醸成されています。

県当局におかれては、この成果を最大限に生かし、障がいがある人もない人も障がい者スポーツを身近に感じられる、より地域に根差した取組となるよう、引き続き積極的に施策を推進されるよう要望します。

○ 「三重県ひきこもり支援推進計画」 （最終案） について

（3 / 24 委員長報告）

本計画は、社会情勢やこれまでの議会での議論等も踏まえ、都道府県で初のひきこもり支援に特化した計画となっています。ひきこもり支援を県として総合的に推進する強い意志が現れており、計画の策定に敬意を表するとともに、今後の取組に大いに期待しています。

計画の目標については、「数字だけにとらわれない『緩やかな態度、姿勢』」に留意したうえで、ひきこもりの当事者やその家族が支援を実感できるものとなるよう、計画期間中も適宜検証を行い、誰もが自分らしい生き方を選択できる社会の再構築をめざして一層取り組まれるよう要望します。

○ 「公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の変更の認可」 について

（3 / 24 委員長報告）

本件は、公立大学法人三重県立看護大学が認定 看護師教育課程を開設するに伴い、当法人が徴収する料金の上限の変更を知事が認可するにあたり、地方独立行政法人法の規定により議会の議決を得る必要があるため、今定例月会議に議案として提出されました。

しかしながら、当法人が知事の認可を受ける前に、変更後の入学検定料及び入学料を徴収していたことが明らかになり、法令で定める手続きを経ず、誤った金額を徴収していたことは不適切な事務にあたり、県民の信頼を大きく損ねるものです。

また、3月11日の本委員会で採決を行った後にこの事実が判明したことから、15日に改めて県当局から説明を受け、採決後に案件をめぐる環境が大きく変わったことから再審査を行いました。このような事態となったことは誠に遺憾なことであります。

県当局においては、今後このようなことが無いよう、改めて全庁をあげてコンプライアンスの徹底に努めるとともに、再発防止に向けて取り組まれるよう要望します。

常任委員会活動 上半期振り返りシート

委員会名：医療保健子ども福祉病院常任委員会

○委員会審議の活性化の視点○年間活動計画について・重点調査項目

- ・重点調査項目（1）新型コロナウイルス感染症の拡大防止と医療を含めた地域社会への影響についての調査が中心になっており、下半期は他の重点調査項目にも力を入れたい。
- ・重点調査項目（3）障がい者スポーツの推進については、三重とこわか大会が中止になったことで、当事者や関わった方々をどう支えていくか大きな課題であるので、現場の声を聞くことも必要ではないか。

・県内外調査

- ・津保健所の調査では、新型コロナウイルス感染症拡大防止等への対応で保健所業務が逼迫している状況について、所長から生の声を聞かせていただくことができた。

○その他